



平成25年8月22日

各位

会社名 株式会社省電舎
代表者名 代表取締役社長 中村 俊
(コード番号：1711 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役 管理本部長 嘉納 毅
(電話番号：03-6821-0004)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年8月22日開催の取締役会において、以下の通り、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

投資単位の引き下げにより、投資家の皆さまにより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上及び株主数の増加を図る事を目的とするものであります。

また、全国証券取引所が公表した平成19年11月27日付「売買単位の集約に向けた行動計画」及び平成24年1月19日付「売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について」の趣旨を踏まえ当社株式の売買単위를100株とするため、100株を1単元とする単元株制度を採用し、これにあわせて定款の一部を変更致します。

なお、本株式分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に2分の1になります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年9月30日(月)最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を1株につき200株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式数	7,328株
②今回の分割により増加する株式数	1,458,272株
③株式分割後の発行済株式数	1,465,600株
④株式分割後の発行可能株式数	4,920,000株

(3) 分割の日程

①基準日公告日	平成25年9月13日(金)
②基準日	平成25年9月30日(月)
③効力発生日	平成25年10月1日(火)

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権行使価額等の調整

本株式分割に伴い、当社発行の新株予約権1株あたりの行使価額を平成25年10月1日（火）以降、以下の通り調整致します。また、新株予約権の目的となる株式の数についても比例的に調整されます。

銘柄	調整前行使価額	調整後行使価額
第3回新株予約権（平成17年12月20日定時株主総会決議）	355,700円	1,779円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式分割の概要」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式を100株と致します。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日（火）

（参考）平成25年9月26日（木）をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法183条第1項及び第184条第2項並びに第188条第1項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成25年10月1日（火）をもって当社定款の一部を変更致します。

(2) 変更の内容

現行定款	変更後
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>24,600株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,920,000株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u>
	<u>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</u>
第7条～第42条（条文省略）	第8条～第43条（現行通り）
(新設)	<u>附則</u>
	<u>第6条（発行可能株式総数）の変更及び第7条（単元株式数）の新設、ならびにそれに伴う条数の繰り下げは、平成25年10月1日をもってその効力を生じる。なお、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。</u>

以上